

介護ロボット導入支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表2に定める管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業のうち介護ロボット導入支援事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「介護ロボット」とは、次の（1）から（4）までの全ての要件を満たすものをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

(2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

ア ロボット技術（①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行うもの）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(4) その他

介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(補助事業者及び補助対象事業所)

第3条 補助事業者（以下「事業者」という。）は、徳島県内に所在する介護サービス事業所を運営又は開設する者とする。

2 補助対象事業所は、徳島県内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービス事業所とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、事業者が介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を導

入する経費の一部について助成する。

(補助対象経費、補助限度額及び補助率等)

- 第5条 本事業の補助対象経費、補助限度額及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 本事業の対象となる介護ロボットの導入に伴う限度台数は、助成1回あたり、知事が必要と認める台数とする。
 - 3 介護ロボットについては、介護ロボット導入等計画1計画につき1回の助成とし、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、1事業所につき1回の助成とする。

(介護ロボット導入等計画)

- 第6条 介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う事業者は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入等計画を作成する。
- 2 介護ロボット導入等計画には、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容を記載すること。
 - 3 前条の別表「2 補助率」①の規定による4分の3の補助率を適用する場合は、前項に加えて、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にしつつ、次の内容を記載すること。
 - (1) 従前の介護職員等の人員体制
 - (2) 介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制
 - (3) 利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組なお、特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボットを導入する事業者については、導入計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口にご相談すること。
 - 4 介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費いずれについても補助を受ける場合については、計画は別に作成することとするが、1計画の中で、前項①から③の計画内容が明確に別に確認できる場合は、1計画に記載して差し支えない。

(導入効果の報告)

- 第7条 本事業において介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行った事業者については、導入製品の内容や導入効果等を、導入翌年度に、厚生労働省へ報告するものとする。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等については、別途通知する。

(交付申請に当たって必要と認められる書類)

- 第8条 交付要綱第5条第2項第5号に定める書類は、介護ロボット導入等計画（要領別紙1）、導入する介護ロボット及び通信環境整備に係る見積書の写し及びカタログ等とする。

(実績報告に当たって必要と認められる書類)

第9条 交付要綱第10条第2項第5号に定める書類は、介護ロボット導入等実績報告(要領別紙2)、導入した介護ロボット及び通信環境整備に係る納品書、領収書の写し及び写真等とする。

(その他)

第10条 他の補助金等を受けて導入する介護ロボット及び通信環境の整備については、本事業の対象とはならない。

2 「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ))」(以下「LIFE」という。)による情報収集に協力すること。

附 則

この要領は、令和元年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月30日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 補助限度額
<p>（1）介護ロボット ・介護ロボットの導入に要する経費</p> <p>※初期設定に要する費用を含む。</p> <p>（2）見守り機器の導入に伴う通信環境整備 ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費 （配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）</p> <p>・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）</p> <p>・介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 （介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</p> <p>※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p> <p>※見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。</p>	<p>① つぎの要件を満たす事業所は4分の3とする。 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。</p> <p>② ①以外の事業所は2分の1とする。</p> <p>※当該額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>※①については、既に導入している機器の活用も可能とするが、当該機器も含め介護ロボット導入等計画を作成すること。</p>	<p>（1）介護ロボットの購入又はリースの補助限度額 ・移乗支援（装着型・非装着型）及び入浴支援については、1機器につき100万円 ・上記以外については、1機器につき30万円</p> <p>（2）見守り機器の導入に伴う通信環境整備の補助限度額 ・1事業所あたり750万円</p>
4 その他		
ア 補助対象経費にはリース費用も含むが、補助金交付の決定を受けた日から当該決定のあった年度の3月末までの経費に限る。		
イ 介護ロボット等の機器のメンテナンス費用は補助対象外とする。		
ウ インターネット回線使用料等の通信費は補助対象外とする。		
エ 本事業の趣旨から適当とは認められないものは補助対象外とする。		

(要領別紙1)

介護ロボット導入等計画

※色つきのセルのみ、〈直接入力〉または〈プルダウンメニューから選択〉してください。

法人名等		過年度の補助金交付額	
介護保険事業所番号		令和元年度	円
介護サービス事業所名※1		令和2年度	円
事業所のサービスの種類		令和3年度	円
事業所所在市町村		令和4年度	円

科学的介護情報システム(LIFE)による情報収集に協力する。	
介護ロボットの導入・活用や見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知する。	
本計画(介護ロボット導入等計画)の作成や本事業への申請を検討する際に、厚生労働省が実施する「介護現場の生産性向上に向けた介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口(徳島県介護実習・普及センター)を活用した。	

	種別	製品名	メーカー	単価 (1台あたり)	台数	購入又はリースの別	リースの場合の 契約(予定)期間
介護 ロボ ット ※2				円	台		年 月～ 年 月
				円	台		年 月～ 年 月
				円	台		年 月～ 年 月
				円	台		年 月～ 年 月
通信 環境 整備 ※2	事業費	見守り機器の導入に伴う通信環境整備の内容					
		円					
	種別				インカムの 導入台数	親機の台数	
	Wi-Fi環境整備						
	インカム	→ 「インカム」を導入する場合			台		
	システム連動						

導入スケジュール

導入により達成すべき目標(3年間の目標)

※事業所の現状や課題を踏まえた上で、可能であれば数値を用いて具体的に記載すること。

導入により期待される効果等

※機器導入により期待される効果(介護従事者の負担軽減や職場環境の改善、ケアの質の向上等)などを記載すること。

【補助申請額】

介護ロボット

補助率

製品名	単価×補助率 (小数点以下切捨て)	補助上限額	補助申請額
	0		0
	0		0
	0		0
	0		0
合計			0

通信環境整備

補助率

事業費	事業費×補助率 (小数点以下切捨て)	補助上限額	補助申請額
	0	7,500,000	0

補助申請額合計

0

補助率4分の3を選択した場合は、以下の全ての項目を記入すること。

活用機器		導入(予定)状況	製品名	メーカー
①	見守りセンサー			
	インカム・スマートフォン等のICT機器			
	介護記録ソフト			
②	従前の介護職員等の 人員体制※3			
	介護ロボット等の導 入後に見込む介護職 員等の人員体制※3			
	利用者のケアの質 や、職員の休憩時間 の確保等の負担軽減 に資する具体的な取 組※3			

※1 同一法人内で複数事業所が申請する場合、事業所ごとの計画書を作成すること。

※2 導入する介護ロボット及び通信環境整備に係る見積書の写し及びカタログ等を添付すること。

※3 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(パイロット事業改訂版)」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)を参考にすること。

(注)別紙「申請事業所一覧表」を作成すること。

(介護ロボット導入等計画 別紙)

申請事業所一覧表

法人名	
-----	--

※法人内で複数事業所の申請を行う場合は、優先順位を付けてください。

優先 順位	事業所名	サービス種別	補助申請額 (円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計			円

(要領別紙2)

介護ロボット導入等実績報告

※色つきのセルのみ、〈直接入力〉または〈プルダウンメニューから選択〉してください。

法人名等	
介護保険事業所番号	
介護サービス事業所名※1	
事業所のサービスの種類	
事業所所在市町村	

介護ロボット※2	種別	製品名	メーカー	単価 (1台あたり)	台数	購入又は リースの別	リースの場合の 契約(予定)期間
					円	台	
				円	台		年 月～ 年 月
				円	台		年 月～ 年 月
				円	台		年 月～ 年 月

通信環境整備※2	事業費	見守り機器の導入に伴う通信環境整備の内容					
		円					
	種別				インカムの 導入台数	親機の台数	
	Wi-Fi環境整備						
	インカム	→ 「インカム」を導入した場合			台	台	
	システム連動						

実施スケジュール

※年度内の実績(見込み含む)について具体的に記載すること。

使用状況及び導入により得られた効果等※3、※4

介護ロボット

補助率

製品名	単価×補助率 (小数点以下切捨て)	補助上限額	補助金額
	0		0
	0		0
	0		0
	0		0
合計			0

通信環境整備

補助率

事業費	事業費×補助率 (小数点以下切捨て)	補助上限額	補助金額
	0	7,500,000	0

補助金額合計	0
--------	---

補助率4分の3を選択した場合は、以下の全ての項目を記入すること。

介護ロボット等の導入後の介護職員等の人員体制	
利用者のケアの質や、職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する具体的な取組	

※1 事業所が複数になる場合は、事業所ごとに作成すること。

※2 導入する介護ロボット及び通信環境整備に係る納品書、領収書の写し及び写真等を添付すること。

※3 導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。

(例)介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者(利用者)の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

※4 介護ロボットの導入・活用や、見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知したことについても記載すること。

(注)報告内容については、県から国へ報告を行います。